

## 平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成21年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成21年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成21年2月6日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、自動車の賃貸借に係る契約については、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を行うとともに、電気の供給を受ける契約については、平成22年度から環境配慮契約を行うため入札手続きを行った。

また、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約及び建築物に関する契約には、該当がなかった。

### 2. 環境配慮契約に係る事項

#### （1）自動車の賃貸借に係る契約

平成21年度において、自動車1台の賃貸借契約を更新する必要があったことから、基本方針により環境配慮契約の具体的な方法として示されている総合評価落札方式による入札を実施し、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を行った。

#### （2）電気の供給を受ける契約

環境配慮契約に基づく電気の給事を受ける契約の導入については、昨年度から検討を行っているが、契約電力と年間電力使用量の関係から、導入単位について検討する必要が生じていることから、平成21年度において裾切り方式による入札を行い契約したものはなかったが、平成22年度当初から導入することとして競争入札を実施し、契約予定者を選定した。

### 3. その他環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとした。